

太陽光発電設備・太陽熱温水器設置補助

地球温暖化対策の一環として、自然エネルギーを有効に活用し、環境に対する負荷の軽減を図るため、住宅用の太陽光発電設備および太陽熱温水器の設置費用について、予算の範囲内でその一部を補助します。

補助を受けるには申請が必要です。また一定の要件がありますので詳しくは下記へお問い合わせください。

- 住宅用太陽光発電設備 補助額 1件10万円
- 太陽熱温水器 補助額 1件3万円

問合せ 町民生活課環境衛生担当
☎62-1230 内線105

家屋調査にご協力ください

町では、固定資産税の基になる家屋の調査を行っています。

家屋の固定資産税は、新築・増築工事が完了した年の翌年度から課税されます。また、解体工事が完了した年の翌年度から課税されなくなります。

家屋の新築・増築・解体が完了した後、まだ町の家屋調査が済んでいない家屋の所有者は、至急ご連絡ください。

家屋とは 住宅・店舗・工場・倉庫・車庫などで、屋根と三方を囲う壁があり、土地に定着した建造物をいいます。

問合せ 税務課課税担当
☎62-1230 内線133・134

共聴施設管理者の皆さんへ

受信障害共聴施設のデジタル化改修費用が世帯単価で3万5,000円を超える場合、最大で2分の1まで助成する国の補助制度があります。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<http://www.digisuppo.jp/index.php/branch/saitama/14/infocenter/donation/housing/>

問合せ 地デジコールセンター
☎0570-07-0101

女性特有のがん検診の無料クーポン券を配布しました

女性特有のがん検診(子宮頸がん・乳がん検診)の受診を促進し、がんの早期発見と正しい健康意識の普及・啓発を図るため、特定の年齢になる女性を対象に検診の無料クーポン券とがん検診手帳を配布しました。

クーポンの有効期限(平成22年2月28日)終了間際は、検診の予約が取りにくくなりますので、早めに受診してください。

なお、平成21年4月1日からお手元に無料クーポン券が届くまでの間に、自己負担金を支払って子宮頸がん・乳がん検診を受けたかたには、申請により自己負担金をお返しします。

■申請方法

申請書に下記書類を添付のうえ、平成22年3月31日までに健康福祉課健康づくり担当へ提出してください。

- ①未使用の無料クーポン券
- ②検診の明細がわかる領収書
- ③検査結果の写し

※ご注意ください

乳がん検診で視触診のみ、視触診と超音波の検査のみを行ったかたは対象になりません。また事業所で受けた検診は対象になりません。

問合せ 健康福祉課健康づくり担当
☎62-1230 内線117・118

小規模契約希望者登録

町が発注する小規模な修繕工事などの契約(1件50万円未満で内容が軽易なもの)希望者の登録(有効期間:平成21年12月1日~平成23年11月30日)を受け付けます。

※町住宅リフォーム資金助成制度の施工業者となる場合、この登録が必要です。

- 対象**
- ・皆野町に主たる事務所を置き、皆野町に住民登録しているかた
 - ・指名競争入札参加資格申請をしていないかた
 - ・希望業種(5種以内)を行うために必要な資格・許可を有するかた

問合せ 産業観光課商工観光担当
☎62-1230 内線143